

「適正取引の推進に向けた自主行動計画」
のフォローアップ調査（第6回）結果
及び今後の取り組みについて

2026年4月20日



I. 2025年度フォローアップ調査結果

(1)概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2

(2)主要調査項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3

II. 今後の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.9

III. [参考]中小企業庁による受注側調査・・・・・・・・ P.10

[付1]自主行動計画2025年度フォローアップ調査

主要設問・回答一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ P.11

[付2]適正取引の推進に向けた自主行動計画

(2025年12月22日改定)・・・・・・・・ P.18

[付3]「適正取引の推進に向けた自主行動計画」徹底プラン

(2025年12月22日改定)・・・・・・・・ P.24

I. 2025年度フォローアップ調査結果 (1) 概要

1. 「適正取引の推進に向けた自主行動計画」の策定・改定の経緯

- 下請中小企業振興法「振興基準」に基づき、「下請適正取引の推進に向けた自主行動計画」として、2019年11月に策定。
- 2024年度までに4度改定（2021年9月、2022年9月、2023年9月、2024年9月）。
※ 改定内容についてはP.23参照
- 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の改正・名称変更、振興基準の改正、経済産業省による業種別ガイドラインの改定等を受け、2025年12月に改定（P.17参照）。
 - ▶ 「適正取引の推進に向けた自主行動計画」に名称変更。
 - ▶ 従来、「下請事業者」としていた部分について「中小受託事業者」に変更。
 - ▶ 協議を適切に行わない一方的な対価決定の禁止、手形の使用禁止、特定運送委託類型の追加等について記載。
 - ▶ 法令順守等に関し、会員企業が定期的に自主点検を実施するという規定を追加。
- 2020年度以降、毎年フォローアップ調査を実施。

2. フォローアップ調査 (第6回)

- 調査期間：2025年10月10日～11月17日
- 調査内容：発注側の立場として、価格決定方法、支払条件、働き方改革の影響等について調査（P.11-17 自主行動計画2025年度フォローアップ調査主要設問・回答一覧 参照）。
※ 日本製紙連合会を含め、自主行動計画策定団体によるフォローアップ調査は、中小企業庁作成の統一フォーマットに即した形で実施しており、2025年度については、発注側のみの調査となっている。なお、受注側については、中小企業庁が別途調査（取引条件改善状況調査、取引Gメンによる訪問等調査）を実施している（P.10参照）。
- 調査企業：日本製紙連合会会員企業30社
※ うち1社は子会社分(3社)も一括して調査しているため、調査票発送は27社。
- 回答企業：21社（実質24社）、回答率：77.8%（21/27） [前年度78.6%]
- 本結果については、中小企業庁が他団体の調査結果と合わせて集計し、中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第24回取引問題小委員会（2026年3月23日）に資料として提出された。なお、同資料には、中小企業庁が実施した受注側調査の結果についても記載されている。

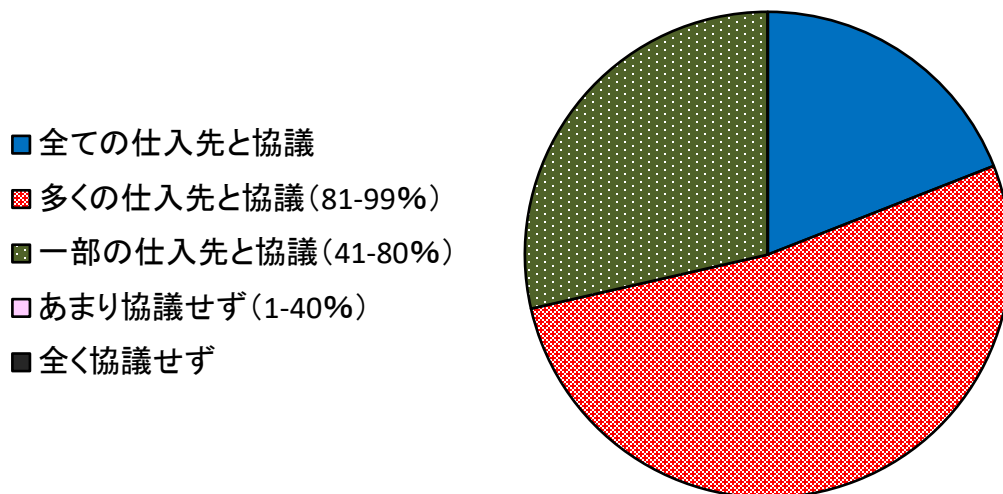
<概観> ※調査対象は、下請法（現・取適法）対象外の取引も含む。

- ① 価格決定時の協議について、「全ての取引先と協議」「多くの取引先と協議」の合計で7割強（21社中15社）。「あまり協議せず」「全く協議せず」はゼロ。
- ② 価格転嫁に関し、コスト全般、原材料価格、エネルギー価格の変動については、「全て反映」と「概ね反映」の合計で全体の95%、労務費についても同合計で90%を占めている。
- ③ 減額要請について、回答21社中20社は直近1年間で実施していない。
- ④ 支払条件については、回答21社中、16社が「全て現金払い」で、残り5社も手形は使用していない。現金払い以外のサイトについては、調査時点では複数の企業が60日超と回答。2026年1月1日以降に現金以外の支払いがあるのは2社で、うち1社はサイトについて120日以内と回答していたが、2026年4月に改めて確認したところ、既に60日以内に変更済み、との回答を得た。
- ⑤ ほとんどの企業が、社内ないしサプライチェーン全体に適正取引を浸透させるため、普及啓発活動を実施している。

I. 調査結果 (2)主要調査項目:価格決定方法

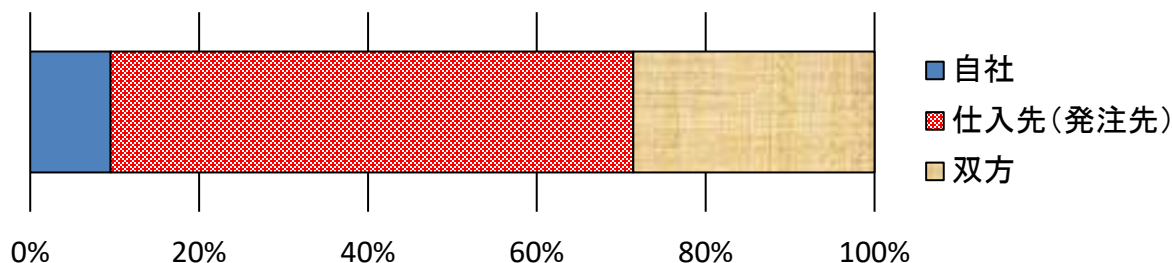
【価格決定時の協議】

設問4. BtoB取引のある中小企業との関係において、2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引を行う仕入先（発注先）の理解を得られるような十分な協議の実施状況



- 「全ての取引先と協議」「多くの取引先と協議」の合計で7割強（21社中15社）。「あまり協議せず」「全く協議せず」はゼロ。
- なお、自主行動計画策定団体によるフォローアップ調査全体（17業種59団体）では、「全ての仕入先と協議」と「多くの仕入先で協議」の合計で74%となっているが、「あまり協議せず」や「全く協議せず」という回答も存在する（両者合計で5%）。

設問5. 少なくとも一部の仕入先（発注先）と協議を実施した場合（設問4で41%以上）、自社と仕入先（発注先）のどちらから協議の申入れを行う場合が多かったか

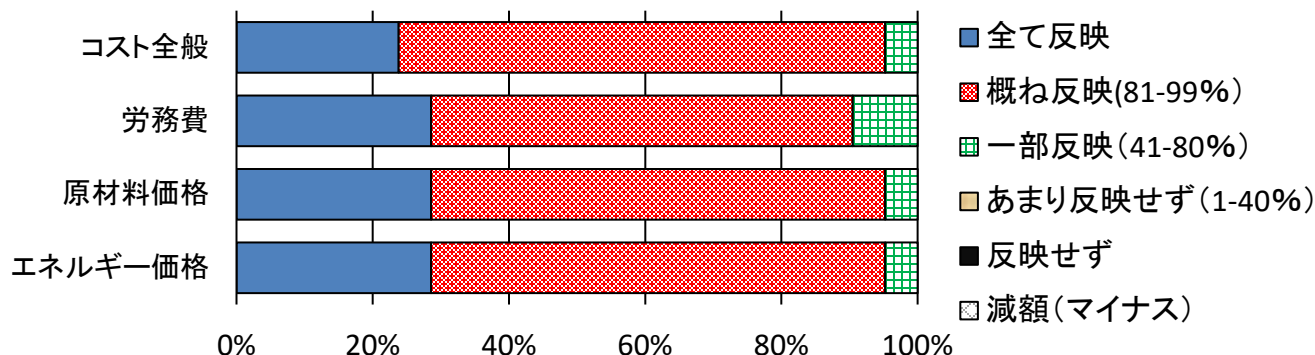


- 「全ての取引先と協議」「多くの取引先と協議」「一部の取引先と協議」と回答した21社について、協議の申入れは「仕入先（発注先）から行う場合が多い」とする回答が多く、「双方から」と合わせると9割以上となっている。

I. 調査結果 (2) 主要調査項目：価格決定方法／減額要請

【コスト全般、労務費、原材料価格、エネルギー価格の反映】

設問7. 2025年度に適用する単価の決定・改定について、直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先（発注先）のコスト増加分の反映状況



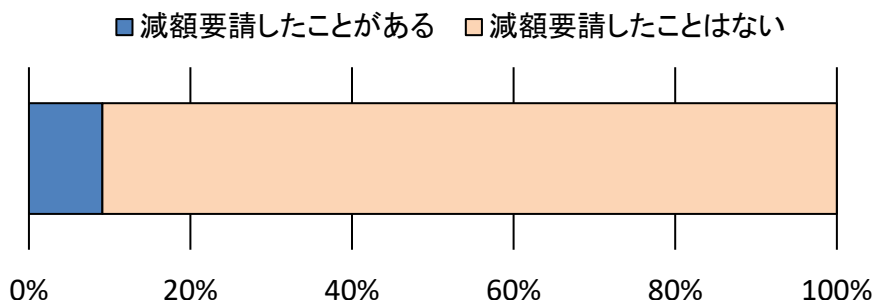
- 「全て反映」と「概ね反映」という回答の合計は、コスト全般、原材料価格、エネルギー価格の変動に関しては全体の95%、労務費についても90%となっている。前年度調査（コスト全般：95%、労務費：86%、原材料価格：91%、エネルギー価格：91%）と比較すると、労務費、原材料価格、エネルギー価格について、4ポイントの上昇となっている。
- 前年度調査時は、労務費と原材料価格について「あまり反映せず」、エネルギー価格について「反映せず」という回答があった（各1社）が、2025年度については、いずれの項目においても「あまり反映せず」や「反映せず」という回答はなくなった。
- コスト全般の反映状況について、全団体及び紙・紙加工全体との比較は右表の通り。製紙は全団体平均に比べ、「全て反映」の割合がやや低いが、「概ね反映」との合計では平均を上回っている。

コスト全般の変動について、「全て反映」「概ね反映」の割合(%)

	全体 (17業種 59団体)	紙・紙加工	
		紙・紙加工	製紙 (製紙連)
全て反映	34	21	24
概ね反映	47	51	71
合計	81	72	95

【減額要請】

設問8. 直近1年間で、仕入先（発注先）に対して減額要請した（歩引きやリベート等により、発注時に定めた代金から差し引いた、若しくは支払代金の割り戻しを要請した）ことはあるか

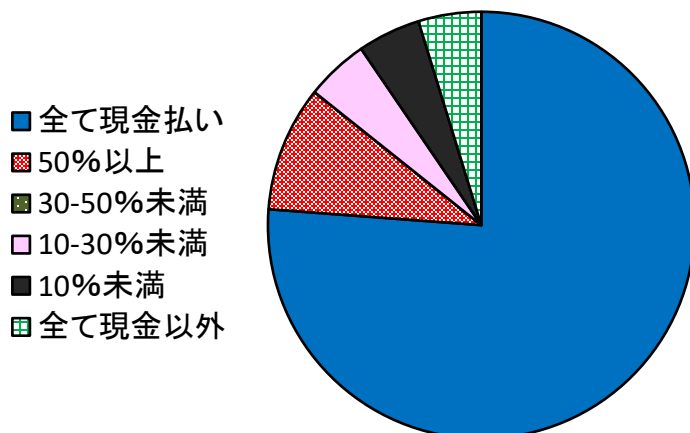


- 回答21社中、直近1年で減額要請を行ったのは1社のみ。

I. 調査結果 (2) 主要調査項目: 支払条件

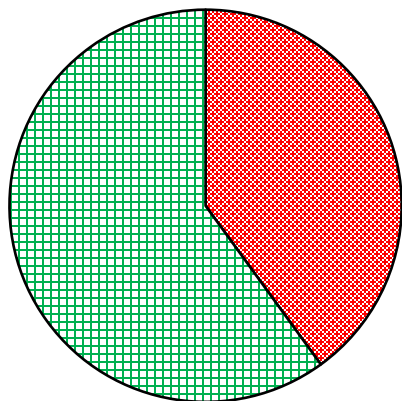
【現金比率、サイト】

設問10. 直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との取引について、現金払い（製品等の受領日から60日以内の現金払い）の割合



- 回答企業21社中、16社が「全て現金払い」、2社が「現金が50%以上」と回答している。一方、「現金は30%未満」、「現金は10%未満」、「全て現金以外」が各1社ある。
[前年度は、回答22社中、「全て現金払い」が16社、「現金が50%以上」が4社、「現金は10%未満」と「全て現金以外」が各1社]

設問12. 取引代金を現金以外で支払っている場合のサイト

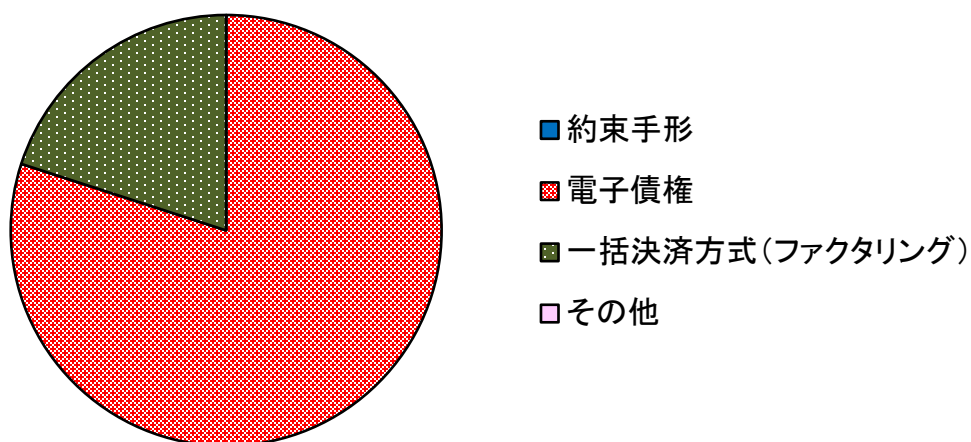


- 発注側の立場で現金以外の支払いがある5社のサイトは、「30日以内」はゼロ、「60日以内」が2社、「60日超」が3社となっており、依然、60日を超えるサイトが半数以上を占めている。
[前年度は回答6社のうち、「30日以内」はゼロ、「60日以内」が2社、「60日超」が4社]

■ 30日以内 ■ 60日以内 ■ 60日超

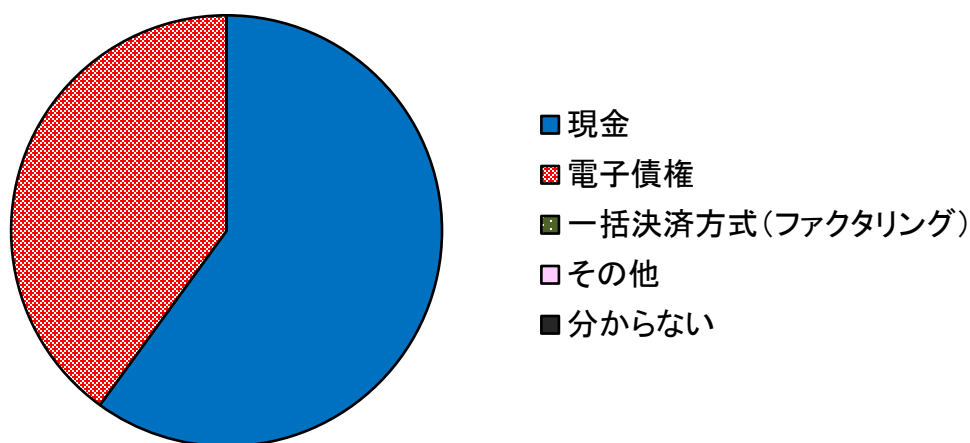
I. 調査結果 (2)主要調査項目:支払条件

設問11. 現金以外で最も多い支払手段



- 現金以外での支払いがある5社について、最も多い支払手段は、「電子債権」が4社、「一括決済方式（ファクタリング）」が1社となっており、手形と回答した企業はない（前年度は1社が「約束手形」と回答）。

設問14. 2026年1月1日以降に受注する取引の代金について、最も多いと考えられる支払方法

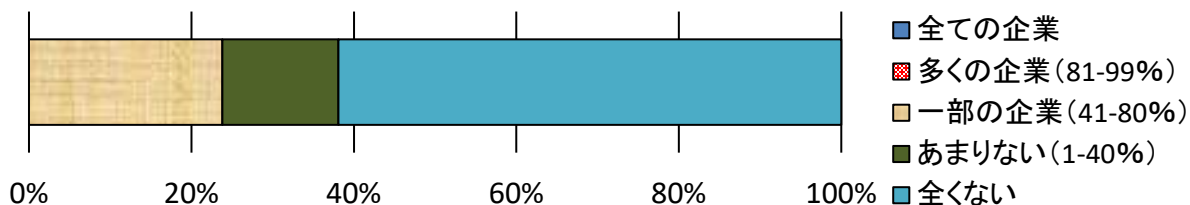


- 現金以外での支払いがある5社について、2026年1月1日以降に最も多いと考えられる支払方法は、「現金（製品等の受領日から60日以内による現金払い）」が3社、「電子債権」が2社となっており、現金払化の進展が見込まれる。
- 上記で「電子債権」と回答した2社について、サイト（設問.15）は、1社は「60日以内」としている。もう1社は「120日以内」としていたが、2026年4月に改めて確認したところ、既に60日以内に変更済み、との回答を得た。

I. 調査結果 (2)主要調査項目:知的財産／働き方改革

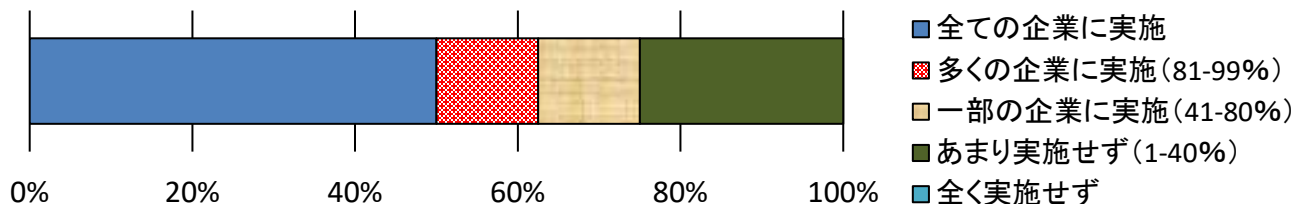
【知的財産】

設問16. 取引先のうち、何割程度の企業と知的財産等を扱う取引があるか



- 回答21社中、13社は知的財産等を扱う取引を実施していない。「全ての企業」や「多くの企業」という回答はゼロ。

設問17. 直近1年間で、知的財産権等を含む取引において適正な取引を実現するための取組を実施した取引先企業の割合

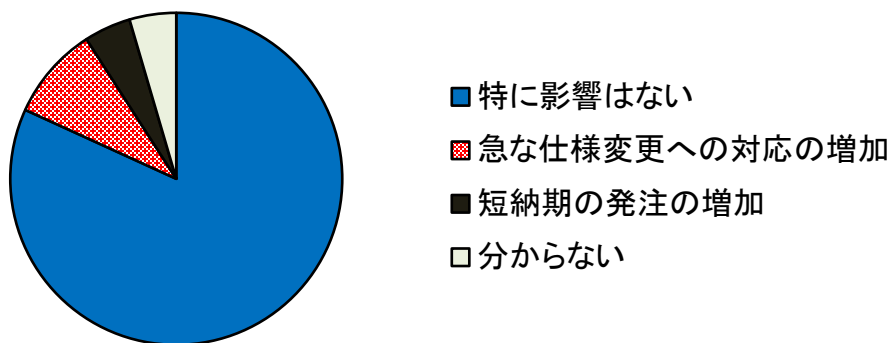


- 知的財産等を扱う取引がある8社について、適正な取引のための取組の実施状況は、「全ての企業に実施」が4社、「多くの企業に実施」と「一部の企業に実施」が各1社となっているが、2社は「あまり実施しなかった」と回答している。

【働き方改革】

設問21. 働き方改革に関する対応の結果、仕入先（発注先）に対し影響が生じる可能性がある項目

※「特に影響はない」のほか、「急な仕様変更への対応の増加」、「短納期での発注の増加」等から複数回答

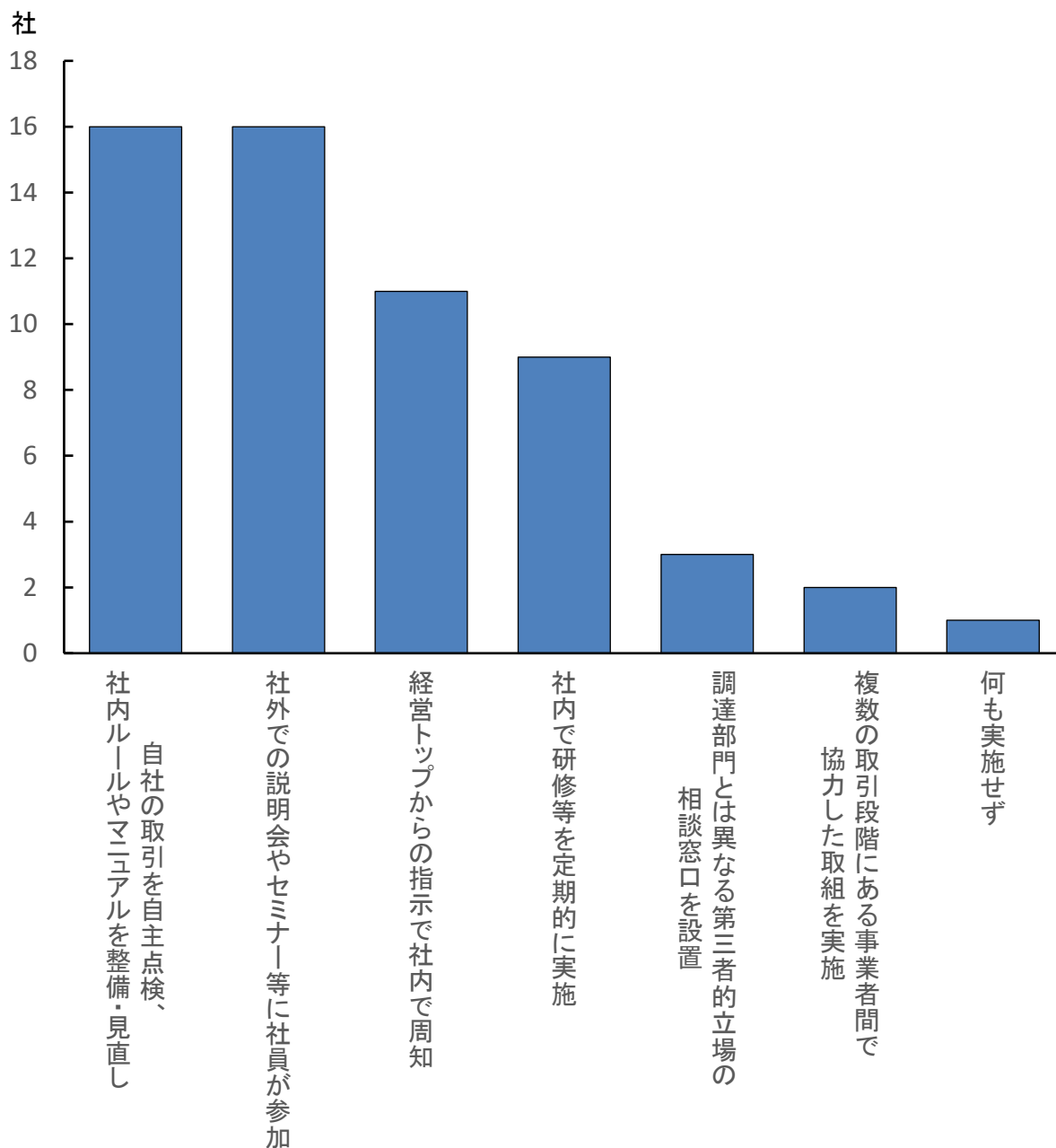


- 働き方改革の影響については、回答21社中18社が「特に影響はない」と回答している。

I. 調査結果 (2)主要調査項目:普及啓発活動

【普及啓発活動】

設問28. 社内及びサプライチェーン全体に価格転嫁等の適正取引が浸透するために実施している普及啓発活動等 [複数回答]



- ほとんどの企業が普及啓発活動を実施している（「何も実施せず」は回答21社中、1社のみ）。

Ⅱ. 今後の取り組み

1. 自主行動計画フォローアップ調査の継続的な実施

- 次回（2026年度：本年10月頃）も全社を対象に調査するとともに、回答率の向上を図りたいので、会員企業各位にご協力をお願いしたい。

2. 重点課題への取り組みの継続

- 2025年度調査によれば、合理的な価格決定に関し、会員企業の取組は概ね進んでいると考えられるが、単価決定の際、発注先のコスト変動分を全て反映していない場合もある。価格転嫁促進に向け、更なる取り組みをお願いしたい。
- 支払条件について、現金以外（電子記録債権等）を利用している会員企業には、現金払化やサイト短縮化（60日以内）に向けた取り組みをお願いしたい。

3. パートナーシップ構築宣言の促進

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。
- 「パートナーシップ構築宣言」未実施の企業には、同宣言実施に向け、前向きなご検討をお願いしたい。なお、振興基準改正に伴い、「パートナーシップ構築宣言」のひな形が2026年1月1日に改正されている。「パートナーシップ構築宣言」の実施企業には、新たなひな形に基づいて「パートナーシップ構築宣言」を更新いただくようお願いしたい。

4. 法令遵守の徹底、自主点検の強化

- 取引適正化には、中小受託取引適正化法（取適法）や独占禁止法等の法令の遵守が当然の前提となる。自主行動計画においても、2025年12月の改定時に「会員企業は、取適法違反や不適切な取引慣行の有無について定期的に自主点検を実施」するという規定を追加したところ。会員企業各位には、改めてご確認の上、自主点検の徹底を図っていただきたい。

5. 更なる自主行動計画改定への対応

- 振興基準が2026年6月頃に改正*される見通しで、業界団体による自主行動計画も改定が必要になる可能性がある。法改正の動き等を注視し、適正取引の推進のため、遅滞なく自主行動計画の改定を図っていくことが必要。

* 改正の方向性として、中小企業庁から示されているもの

①知的財産権等に係る取引の適正化についての記載を拡充、②型の無償保管についての具体的な問題行為を記載、③価格転嫁の浸透を後押しする人事評価制度の整備についての記載を追加

Ⅲ. [参考]中小企業庁による受注側調査

(1) 取引条件改善状況調査

中小企業による大企業や中堅企業等販売先とのBtoB取引について、取引状況を把握するための調査。調査期間は2025年12月～2026年1月。調査対象は受注側の立場にある中小企業98,000社、回答企業数は13,683社(うち、パルプ・紙・紙加工品製造業は341社)。

①価格転嫁

- コスト全般の変動に係る価格への反映状況について、「全て反映」と「概ね反映」の合計の割合は、回答企業全体で51% (パルプ・紙・紙加工品製造業は47%) と、自主行動計画策定団体によるフォローアップ調査結果 (発注側の認識：回答企業全体で81%、P.4参照) に比べ低い。
- 受注側と発注側の認識の差について、中小企業庁では、受注側企業が転注や失注をおそれ、価格協議の際に、コスト増加分の全額を申し出ることができなかつたことが要因の一つと分析している。なお、中小企業庁は、価格交渉についても、発注側企業による協議が形式的なものであり、発注側・受注側双方が納得できる実質的な価格協議が行われていない可能性について指摘している。

②減額

- 「減額を受けたことがある」の割合は、回答企業全体で7%、パルプ・紙・紙加工は9%。

③支払条件 (受け取った手形等のサイト)

- 「60日以内」の割合は、委託取引において61%、委託以外の取引 (下請法 [現・取適法] 対象外) では52%にとどまっている (パルプ・紙・紙加工品製造業では、それぞれ、56%、37%) 。

(2) 取引Gメンヒアリング調査

2017年から取引調査員(取引Gメン)が中小企業庁と各地方経済産業局に配置。当初の80人から段階的に増員され、2024年4月以降からは330人体制となっている。2025年4月から12月に、9,599件のヒアリングを実施。うち、パルプ・紙・紙加工品は193件。当該期間に取引Gメンが中小受託事業者から聞いた生の声のうち、パルプ・紙・紙加工品に係るものは以下の通り。

● : 好事例、▲ : 注意を要する事例。【発注側業種 - 受注側業種】

【支払条件】

- 取引は取適法対象外であるが、2024年●月に、取引先より下請法改正を見据えて**手形サイト90日から、納品日起算の当月20日締め、翌月20日支払いの現金払いに変更する旨連絡があった**。サイトの短縮に留まらず現金支払いに変更してくれたため、資金繰りの良化に直結しありがたい申出であると思っている。【パルプ・紙・紙加工品 - パルプ・紙・紙加工品】

【型管理】

- ▲ 取引先が所有する型について、**廃棄の際は、自社が産業廃棄物業者に外注し廃棄しており、その費用(数万円)は自社が負担している**。業界として木型の保管/廃棄に関する費用を要請するという認識が薄く明確なルール決めができていない。【パルプ・紙・紙加工品 - パルプ・紙・紙加工品】

[主要設問・回答一覧] 回答企業の基礎情報

* 単位は、特記がない限り「～社」。

①取引上の地位[単一回答]	完成品メーカー	15
	1次請け	3
	2次請け	1
	3次請け	0
	4次以下の請け	0
	不明、場合により変動	2

②資本金[単一回答]	1,000万円以下	0
	1,000万円超5,000万円以下	2
	5,000万円超1億円以下	3
	1億円超3億円以下	3
	3億円超10億円以下	1
	10億円超	12

③従業員数 [単一回答]	5人以下	0
	5人超20人以下	0
	20人超50人以下	0
	50人超100人以下	3
	100人超300人以下	7
	300人超	11

④業種(40分類) [単一回答]	パルプ・紙・紙加工品製造業	19
	化学産業	1
	その他の製造業	1

⑤法令・取り組み等 の認知 [複数回答可]	下請代金支払遅延等防止法(下請法)	21
	下請中小企業振興法(振興基準)	18
	業種毎の下請ガイドライン	16
	業界団体の自主行動計画	20
	価格交渉促進月間(3月・9月)	16
	パートナーシップ構築宣言	18
	労務費指針	18
	フリーランス法	17

[主要設問・回答一覧] 仕入先(発注先)情報／価格決定方法

I. 仕入先(発注先)情報

1. BtoB取引のある中小企業で常時取引をしている仕入先(発注先)の数 [数値回答]	
最大	3,264
最小	8

2. 仕入先(発注先)との取引に係る内容(納期、支払条件、仕様等)に 契約書等の書面は存在するか [単一回答]	
全ての取引先との間で存在	12
一部の取引先との間で存在	9
存在しない	0
分からない	0

3. 取引金額が最も大きい仕入先(発注先)は自社と同じ業種か [単一回答]	
同じ業種	3
違う業種	18
分からない	0

II. 価格決定方法 ※BtoB取引のある中小企業との関係

4. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引を行う仕入先 (発注先)との協議の実施状況 [単一回答]	
全ての仕入先(発注先)と協議(100%)	4
多くの仕入先(発注先)と協議(81-99%)	11
一部の仕入先(発注先)と協議(41-80%)	6
あまり協議せず(1-40%)	0
全く協議せず(0%)	0

5. 少なくとも一部の仕入先(発注先)と協議を実施した場合(設問4で41% 以上)、自社と仕入先(発注先)のどちらから協議の申入れを行う場合が 多かったか [単一回答]	
自社	2
仕入先(発注先)	13
双方	6

[主要設問・回答一覧] 価格決定方法

6. 直近1年間の各仕入先(発注先)との取引について、労務費指針に記載される各項目の順守状況 [単一回答]		
労務費の価格交渉への経営トップの関与	対応できている	19
	対応できていない	2
仕入先(発注先)と定期的に労務費の価格転嫁について協議の場を設けている	全て対応(100%)	2
	概ね対応(81-99%)	10
	一部対応(41-80%)	5
	あまり対応できず(1-40%)	4
	対応できていない(0%)	0
労務費の価格転嫁に関する資料や説明を求める場合、公表資料を用いるよう依頼	対応できている	16
	対応できていない	5
サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を意識して、要請額の妥当性を判断	対応できている	20
	対応できていない	1
仕入先(発注先)から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合、協議のテーブルにつく	全て対応(100%)	17
	概ね対応(81-99%)	3
	一部対応(41-80%)	1
	あまり対応できず(1-40%)	0
	対応できていない(0%)	0
必要に応じて仕入先(発注先)に労務費上昇分の価格転嫁に関する考え方を提示	対応できている	19
	対応できていない	2
定期的に仕入先(発注先)とコミュニケーションをとる	全て対応(100%)	3
	概ね対応(81-99%)	14
	一部対応(41-80%)	3
	あまり対応できず(1-40%)	1
	対応できていない(0%)	0
価格交渉の記録を作成し、自社と仕入先(発注先)の双方で保管	全て対応(100%)	1
	概ね対応(81-99%)	9
	一部対応(41-80%)	6
	あまり対応できず(1-40%)	4
	対応できていない(0%)	1

[主要設問・回答一覧] 価格決定方法／減額要請

7. 直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先(発注先)との取引において、2025年度に適用する単価の決定・改定についての仕入先(発注先)のコスト増加分の反映状況 [単一回答]		
コスト全般の変動	全て反映(100%)	5
	概ね反映(81-99%)	15
	一部反映(41-80%)	1
	あまり反映せず(1-40%)	0
	反映せず(0%)	0
	減額した(マイナス)	0
労務費の変動	全て反映(100%)	6
	概ね反映(81-99%)	13
	一部反映(41-80%)	2
	あまり反映せず(1-40%)	0
	反映せず(0%)	0
	減額した(マイナス)	0
原材料価格の変動	全て反映(100%)	6
	概ね反映(81-99%)	14
	一部反映(41-80%)	1
	あまり反映せず(1-40%)	0
	反映せず(0%)	0
	減額した(マイナス)	0
エネルギー価格の変動	全て反映(100%)	6
	概ね反映(81-99%)	14
	一部反映(41-80%)	1
	あまり反映せず(1-40%)	0
	反映せず(0%)	0
	減額した(マイナス)	0

Ⅲ. 減額要請（歩引き、リベート等）

※BtoB取引のある中小企業との関係

8. 直近1年間で、仕入先(発注先)に対して減額要請した(歩引きやリベート等により、発注時に定めた代金から差し引いた、若しくは支払代金の割り戻しを要請した)ことはあるか [単一回答]	
減額要請したことがある	1
減額要請したことはない	20

9. 歩引きやリベート等の減額要請を行うにあたり、仕入先(発注先)のために実施した行為 [複数回答可]	
発注量を増加する等、別の形で適正なコストを負担	0
書面等により合理的な説明を実施	0
仕入先(発注先)と十分な協議を実施	0
何も実施せず	0
その他	1

[主要設問・回答一覧] 支払条件

IV. 支払条件

※BtoB取引のある中小企業との関係

*以下の設問での「手形等」は、約束手形、一括決済方式(ファクタリング)及び電子記録債権を含む

10. 直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先(発注先)との取引について、現金払い(製品等の受領日から60日以内の現金払い)の割合 [単一回答]	
全て現金払い(100%)	16
50%以上	2
30-50%未満	0
10-30%未満	1
10%未満	1
全て手形等の支払い(現金0%)	1

11. 現金以外で最も多い支払手段 [単一回答]	
約束手形	0
電子債権	4
一括決済方式(ファクタリング)	1
期日現金(製品等の受領日から60日超)	0
その他	0

12. 取引代金を手形等で支払っている場合のサイト [単一回答] *発注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定して回答	
30日(1ヶ月)以内	0
60日(2ヶ月)以内	2
60日(2ヶ月)超	3

13. 2026年1月1日以降に、支払手段として約束手形の利用が認められない事を知っているか [単一回答]	
知っている	5
知らなかった	0

14. 2026年1月1日以降に受注する取引の代金について、最も多いと考えられる支払方法 [単一回答]	
現金(製品等の受領日から60日以内による現金払い)	3
電子債権	2
一括決済方式(ファクタリング)	0
その他	0
分からない	0

15. 2026年1月1日以降に受注する取引の代金について、最も多いと考えられる支払方法が現金(製品等の受領日から60日以内の現金払い)以外の場合、想定される手形等のサイト [単一回答]	
30日(1ヶ月)以内	0
60日(2ヶ月)以内	1
その他	1

[主要設問・回答一覧] 知的財産等

V. 知的財産等への対応 ※BtoB取引のある中小企業との関係

16. 取引先のうち、何割程度の企業と知的財産等を扱う取引があるか [単一回答]	
全ての企業(100%)	0
多くの企業(81-99%)	0
一部の企業(41-80%)	5
あまり知的財産等を扱う取引はない(1-40%)	3
知的財産等を扱う取引はない(0%)	13

17. 直近1年間で、知的財産権等を含む取引において適正な取引を実現するための取組を実施した取引先企業の割合 [単一回答]	
全ての企業に実施(100%)	4
多くの企業に実施(81-99%)	1
一部の企業に実施(41-80%)	1
あまり実施せず(1-40%)	2
全く実施せず(0%)	0

18. 適正な取引を実現するための具体的な取組 [複数回答可]	
双務的な秘密保持契約を締結	8
契約締結に当たり、仕入先(発注先)と明示的に内容を協議	6
秘密保持契約を締結する前は、仕入先(発注先)が有する営業上の秘密を知りうる行為をしない	4
取引に必要な範囲を超えて仕入先(発注先)が有するノウハウや技術情報の提供を求めないように留意	5
工場監査・品質保証の際には、事前にその個所を明示し、目的を達成するために必要な範囲の確認にとどめる	3
仕入先(発注先)と共同で開発した発明等の権利の帰属について、明示的に協議の上決定	7
知的財産に対して適切に対価を支払い	2
知的財産権に関する紛争の責任や、権利侵害調査の負担について、明示的に協議の上決定	6
その他	0

19. (略)

VI. 働き方改革への対応 ※BtoB取引のある中小企業との関係

20. 仕入先(発注先)の働き方に配慮した発注を行っているか [単一回答]	
配慮している	18
配慮していない	2
その他	1

21. 働き方改革に関する対応の結果、仕入先(発注先)に対し、影響が生じる可能性がある項目 [複数回答可]	
特に影響はない	18
急な仕様変更への対応の増加	2
短納期での発注の増加	1
検収の遅れ	0
支払決済処理のズレによる入金遅れ	0
従業員派遣を要請	0
発注業務の拡大・営業時間の延長	0
祝休日出勤の増加	0
その他	0
分からない	1

22. 直近1年間で、働き方改革に関する対応により、短納期発注や急な仕様変更等を行った場合、適正なコストの負担状況 [単一回答]	
全ての仕入先(発注先)について適正コストを負担(100%)	1
多くの仕入先(発注先)について適正コストを負担(81-99%)	3
一部の仕入先(発注先)について適正コストを負担(41-80%)	0
適正コストの負担はあまりしなかった(1-40%)	1
適正コストは全く負担しなかった(0%)	0
短納期発注や急な仕様変更等は行っていない	16

VII. 型取引の適正化 (略)

VIII. その他

28. 社内及びサプライチェーン全体に価格転嫁等の適正取引が浸透するために実施している普及啓発活動等 [複数回答可]	
下請法や振興基準等を踏まえて、自社の取引について自主点検を行い、社内ルールやマニュアルを整備、見直し	16
経営トップからの指示で社内で周知	11
社外で開催される下請法等の説明会やセミナー等に社員が参加	16
社内で下請法等に係わる研修、e-learnig等を定期的実施	9
仕入先(発注先)が取引に関する相談がしやすいよう、調達部署とは異なる第三者的立場の相談窓口を設置	3
仕入先(発注先)へ下請法等に係わる説明会やセミナーを実施	0
直接の取引関係にある仕入先(発注先)のみならず、さらにその先の仕入先等を含めた、複数の取引段階にある事業者間で協力した取組を実施	2
何も実施せず	1
その他	0

適正取引の推進に向けた自主行動計画(2025年12月22日改定)

製紙産業は、商業印刷や新聞、出版等のグラフィック用途、段ボールや紙器、紙袋等の包装・加工用途、さらにティッシュやトイレtpーパー等の衛生用途まで、幅広い需要分野に対応する多種多様な製品を製造しており、産業活動や日常生活に不可欠な素材を安定的に供給している。日本製紙連合会の会員企業は、それぞれ多数の企業と取引関係を有しており、製紙産業の持続的な発展のためには、中小企業を含む取引先と適切な取引関係を構築し、双方が協力してサプライチェーン全体の取引条件を改善していくことが重要である。

こうした認識の下、日本製紙連合会は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(中小受託取引適正化法、以下、取適法という。)、受託中小企業振興法及び同法第3条第1項の規定に基づく振興基準(以下、振興基準という。)、紙・紙加工産業取引ガイドライン(以下、ガイドラインという。)を踏まえ、中小受託事業者との取引について、自主行動計画を以下の通り改定し、会員企業による適正取引の一層の推進に取り組む。

I. 適正取引の推進

(1) 発注時の書面交付

会員企業は、取適法の適用対象となる取引を行う場合において、中小受託事業者の給付内容、製造委託等代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を、発注時に書面又は電磁的方法により明示する。ただし、電磁的方法による場合において、中小受託事業者から書面交付を求められたときは、遅滞なく、書面を交付する。また、取適法の適用対象外の取引であっても、取引条件の明確化のため、書面交付や電磁的方法による明示に努める。

(2) 合理的な価格決定の推進

会員企業は、価格決定方法の適正化を推進するため、以下の点に取り組む。

- ①価格決定に際しては、品質、数量、原材料及びエネルギーコスト、労務費、納期の長短等について取引先と十分な協議を実施した上で価格を決定する。
- ②政府の実施する価格交渉促進月間の趣旨に鑑み、取引先から価格交渉を求められた場合には、労務費、原材料費、エネルギー価格等の上昇分の価格協議に遅滞なく応じ、サプライチェーン全体に配慮しつつ、十分な協議を実施する。また、取引先からの要請の有無にかかわらず、会員企業側から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けるよう努める。

適正取引の推進に向けた自主行動計画(2025年12月22日改定)

③「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(注)に掲げられている「事業者が採るべき行動／事業者として求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。その際、同指針別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議する。特に、最低賃金(家内労働法に規定する最低工賃を含む)の引上げ、人手不足への対処等、外的要因により中小受託事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を十分に踏まえる。

(注)「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(内閣官房・公正取引委員会)」
(2023年11月29日)

④労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、あらかじめ定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギー価格の高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す。

⑤取引対価の決定に当たっては、取引の対象となる物品に係る特許権、著作権等その他知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術等に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮する。

⑥会員企業と取引先が協力して現場の生産性改善等に取り組む場合、コスト削減に係る双方の寄与度に応じて価格を決定することとし、受注者側の努力によるコスト削減効果を一方的に価格に反映することのないよう、十分な協議をした上で価格を決定する。

⑦見積時に比べ発注時のロット数が減少したにもかかわらず、見積時の予定単価を一方的に要請することは、取適法第5条第1項第5号の「買ったたき」に該当するおそれがあることを認識し、実際の発注時の単価について、十分な協議を実施する。

⑧一括納入を前提とした単価を、多頻度小口配送の場合の単価として一方的に決定することは、取適法第5条第1項第5号の「買ったたき」に該当するおそれがあることを認識し、配送条件が変更された場合の単価について、十分な協議を実施する。

⑨取引先が取引価格に関する協議を求めたにもかかわらず、協議に応じなかったり、取引先の求めた事項について必要な説明や情報の提供をせず取引価格を決定したりすることは、取適法第5条第2項第4号の協議に応じない一方的な代金決定の禁止に該当することを認識し、価格協議に遅滞なく応じ、必要な説明や情報を提供する。

(3) コスト負担の適正化

会員企業は、コスト負担の適正化を推進するため、以下の点に取り組む。

- ①契約成立後の発注キャンセルについて、会員企業は、取引先が既に仕掛したコストの負担がある場合を勘案し、コスト負担を事前に明確にする等、ルール化に努める。
- ②受発注に関する専用のシステムや専用帳票等の使用を求める場合は、取引先の対応コストに配慮し、使用に関し合意を得る。

(4) 利益提供要請の際の十分な配慮

金銭、役務その他の経済上の利益を提供させて取引先の利益を不当に害することがないよう徹底する。取適法及び受託中小企業振興法の対象外の取引も含め、利益の提供を要請する場合は、あらかじめ使途、算出根拠、提供の条件等を明確にし、取引先の直接的な利益に十分に配慮して協議を行い、書面等により合意するものとする。

(5) 「働き方改革」への対応

会員企業は、自らの取引が起因となり取引先の「働き方改革」推進を阻害するような要請を行わないよう、十分に配慮する。取適法及び受託中小企業振興法の対象外の取引も含め、取引先の生産に必要なリードタイムを十分に考慮する。やむを得ず短納期又は追加の発注、急な仕様変更等を行う場合は、適正なコストを負担するよう努める。

(6) 支払条件の改善

会員企業は、支払の現金払化を促進するとともに、取引先の資金繰りに関心を持つよう努め、以下の点に取り組む。

- ①代金支払は発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに行う。
- ②中小受託事業者への代金の支払手段として手形を用いない。
- ③支払はできる限り現金によるが、一括決済方式や電子記録債権により支払う場合は、支払期日までに取引先が代金満額を得ることが可能な方法で実施する。また、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む場合には、中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、振込手数料を代金から控除しない。
- ④支払方法の改善は、単一の企業又は業界で取り組むものではなく、サプライチェーン全体で取組を進めることが重要であることに留意し、異業種間取引や取適法対象外取引においても支払はできる限り現金によるものとする。
- ⑤建物や大型機械の取引は、金額が大きく、かつ、見積及び発注から納品までの期間が長期にわたるため、前払比率及び期中払比率をできる限り高めるよう努める。

(7) サプライチェーンの維持に向けた取組

会員企業は、サプライチェーン全体の機能維持のため、以下の点に取り組む。

- ①取引先の廃業等によりサプライチェーンの維持が困難になる恐れがあることを踏まえ、事業継承の意向や状況の把握に努め、取引先と対話した上で、事業継承が円滑に遂行されるよう、経営改善支援、後継者育成、引継先のマッチング支援等に努める。
- ②天災等の緊急事態によりサプライチェーンが寸断されることのないよう、取引先と連携して、事業継続計画(BCP)の策定や事業継続マネジメント(BCM)の実施に努める。また、天災等が発生した場合は、取引先に一方的な負担を押し付けることがないよう留意するとともに、被災事業者との取引関係継続や優先発注に配慮する。
- ③自社の事業のために行う物品の運送を運送事業者に委託する取引が、特定運送委託として取適法の適用対象となったことを踏まえ、持続可能な物流の実現に向け、荷主として責任ある主体的な取組の必要性を認識し、適正な運賃水準となるよう配慮する。

(8) フリーランスとの取引

会員企業は、フリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(注)を踏まえた適切な取引を行う。

(注)「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(通称「フリーランス法」)」
(2024年11月1日施行)

(9) 取引上の問題を申し出しやすい環境の整備

会員企業は、取引先が取引条件について不満や問題を抱えていないか自ら聞き取るなど、取引先が申出をしやすい環境の整備に努め、年に1回の価格交渉等の協議の申出があった場合には、これに応じる。

(10) 知的財産の保護

会員企業は、取引の目的に照らし合理的な範囲内で、取引先の知的財産を取り扱う。知的財産取引の適正化のため、「知的財産取引に関するガイドライン」(注)に基づき、取引を実施する。その際、取引条件の明確化のため、同ガイドラインで示している「契約書ひな形」を活用する。

(注)「知的財産取引の適正化について(2021年3月31日付け20210319中庁第6号)」

II. パートナーシップ構築宣言の促進

日本製紙連合会は、理事会において会員企業の経営陣に直接働きかけることにより、会員企業におけるパートナーシップ構築宣言の実施を促進する。

(注)2025年12月1日現在、会員企業数30社、うちパートナーシップ構築宣言を実施した企業数20社(66.7%)。会員企業のうち資本金3億円を超える企業数は16社、うちパートナーシップ構築宣言を実施した企業数は14社(87.5%)。

II. 自主行動計画のフォローアップ等

日本製紙連合会は、会員企業による自主行動計画の実施状況について、定期的にフォローアップすることにより把握する。また、実施状況の評価を通じ、必要に応じて自主行動計画の見直しを行い、会員企業の取引慣行の改善を進める。

中小企業庁からの指摘により、自主行動計画の徹底が必要とされた事項に関して、具体的な対応方針として策定した「徹底プラン」については、調査委員会傘下のワーキンググループにおいてフォローアップする。

会員企業は、取適法違反や不適切な取引慣行の有無について定期的に自主点検を実施し、改善が必要と認められた場合には、公正取引委員会が設ける自発的申出制度を積極的に活用し、法令順守の徹底を図る。

[参考]自主行動計画策定及び改定の経緯

- 振興基準に基づき、2019年11月20日に策定。
- 2021年9月21日改定
知的財産の保護等を追加
- 2022年9月20日改定
 - ①コスト上昇分の価格協議に遅滞なく応じること、
 - ②約束手形の利用廃止年、
 - ③パートナーシップ構築宣言の実施を促す取組等
について記載。
- 2023年9月20日改定
 - ①コスト上昇があった場合、サプライチェーン全体に配慮して十分な協議を実施すること、
 - ②利益提供要請の際の十分な配慮、
 - ③取引先の生産に必要なリードタイムを十分に考慮すること等
について記載。

また、自主行動計画に記載があるものの、その徹底が不十分である実態が中小企業庁より指摘された事項について、自主行動計画の「徹底プラン」を策定。
- 2024年9月20日改定
 - ①「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられている「事業者が採るべき行動／事業者として求められる行動」を適切にとった上での対価決定、
 - ②原材料費・エネルギーコスト増加分の全額転嫁、
 - ③手形等のサイトを60日以内とすることの徹底等
について記載。
- 2025年12月22日改定
下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の改正・名称変更、振興基準の改正、ガイドラインの改定等を受け、「下請事業者」を「中小受託事業者」に変更し、
 - ①協議を適切に行わない一方的な対価決定の禁止、
 - ②手形の使用禁止、
 - ③特定運送委託類型の取適法適用対象への追加等
について記載。

「適正取引の推進に向けた自主行動計画」徹底プラン (2025年12月22日改定)

中小企業庁が2023年度に行った下請Gメン(当時)のヒアリングでは、紙・紙加工品業界において、「短納期発注の場合の適正なコスト負担」や「支払条件における現金化の推進」など、自主行動計画に記載があるものの、その取組が不十分、遵守が徹底されていない事項が指摘された。日本製紙連合会では、「適正取引の推進に向けた自主行動計画」のうち下請Gメンの指摘事項について、遵守の徹底を図るため、会員各社において、調達部門を中心に社内一丸となり、以下の事項の徹底に取り組むこととする。

また、当徹底プランの遂行に向け、各社とも、調達部門のみならず、社内全体及び取引先に対して周知を行う。さらに、調査委員会傘下のワーキンググループにおいて、会員各社の各事項の実施状況について調査を実施し、その結果の検討を踏まえて議論し、当徹底プランの改定にも取り組む。

1. 取引対価について

1) 中小企業庁の指摘事項

- ・合理的な算定方式に基づき、中小受託事業者の適正な利益を含み、賃金の引上げ等が可能となるよう、十分に協議して決定されることが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・中小受託事業者と一切の協議をしないまま、目標価格又は価格帯のみを一方向的に提示して、それと辻褃の合う内容の見積り又は提案をさせ、不合理な価格低減を強要すること。
- ・あらかじめ価格を決定せずに指名契約の形で発注し、後日、中小受託事業者との協議を行わず一方向的に安い価格を提示し、不合理な価格低減を強要すること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・中小受託事業者に対し、必要に応じて価格交渉を申し出てほしい旨を呼びかけること。

2. 短納期発注について

1) 中小企業庁の指摘事項

- ・やむを得ず短納期で発注する場合には、中小受託事業者が支払うこととなる残業代等の追加コストを負担することが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・会員企業の都合により、契約時に想定していない残業、休日出勤等を中小受託事業者に強いるような短納期発注を行う場合に、中小受託事業者から具体的な金額をもって追加コストの負担要請をされたにもかかわらず、一切の追加コスト負担を拒否すること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・短納期発注が見込まれる取引については、短納期発注が見込まれる旨及び追加コストが発生する場合には負担する用意がある旨、事前に中小受託事業者へ伝えること。

「適正取引の推進に向けた自主行動計画」徹底プラン (2025年12月22日改定)

3. 支払条件について

1) 中小企業庁の指摘事項

- ・引き続き、現金化の取組みを強化していくことが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・手形を使用すること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・一括決済方式、又は電子記録債権を使用する場合は、取引先と十分協議し、双方納得のうえ実施すること。

4. 働き方改革について

1) 中小企業庁の指摘事項

- ・働き方改革による中小受託事業者へのしわ寄せ等の不利益を与え、又は、中小受託事業者の働き方改革を阻害するような取引、要請を行わないことを徹底することが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・会員企業からの発注に対応するため、中小受託事業者が恒常的に残業をせざるを得ない状況にある場合において、残業削減を要請されたにもかかわらず、一切の協議に応じないこと。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・中小受託事業者への発注の際、中小受託事業者の実情(人員や業務量等)を勘案し、残業時間の削減に配慮すること。